

新株予約権の行使等に伴う上場手数料の引下げについて

平成17年11月30日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所は、上場会社が新株予約権の行使等によって新たに株券を発行する際に、その発行総額に基づいて追加的に上場手数料を徴収している。しかし、発行総額によっては極めて多額な上場手数料が発生するケースがあり、上場会社からも引下げの要請が寄せられている。

このため、当取引所は、当該要請等に鑑み、新株予約権の行使等に伴う上場手数料について、その料率の引下げを行うこととする。

2. 概 要

項 目	内 容	備 考
新株予約権の行使等に伴う上場手数料率の引下げ	・新株予約権の行使又は優先株の普通株への転換に伴う上場手数料について、その料率を発行総額の万分の1とする。	※現行は、発行総額の万分の5.2としている。

3. 実施時期

平成18年2月末日支払分から実施する。

以 上